

財形年金貯金 商品概要説明書

(平成 22 年 5 月 10 日現在適用中)

1. 商品名	・財形年金貯金																
2. 販売対象	・満 55 歳未満の勤労者																
3. 期間 (預入期間) (据置期間) (支払期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年以上 ・ 6 か月以上 5 年以内 ・ 5 年以上 20 年以内 <p>なお、支払開始日は満 60 歳に達した日以降の日</p>																
4. 預入方法等 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類 (5) 年金元金計算日での作成貯金の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の賃金から年 1 回以上の定期的な天引きによる預入れ 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・ 1 回あたり 1,000 円以上の金額 ・ 1,000 円単位 ・ 一口の「期日指定定期貯金」とします。 ただし、年金元金計算日（支払開始日の 3 か月前の応当日）までの期間が 1 年未満の場合は「自由金利型定期貯金（M型）」とします。 ・ 上記(4)の貯金は、年金元金計算日に満期日が到来したものととして、所定の方法により分割し、年金元金計算日から 3 か月ごとの応当日を満期とする一口の「期日指定定期貯金」を作成します。 ただし、年金支払日までの期間が 1 年未満の場合は「自由金利型定期貯金（M型）」とします。 																
5. 払戻方法	・ 上記 3 の「支払期間」のとおり、年金として、3 か月毎に払い戻します。																
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・ 上記 5 の「払戻方法」と同様、年金として、組入貯金の満期日毎（3 か月毎）に支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年毎の複利計算 ・ 20%（国税 15%、地方税 5%）の分離課税 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口へお問合せください。 																
7. 手数料	—																
8. 付加できる特約事項	・ 財形住宅貯金と合わせて、550 万円間まで非課税																
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金支払以外の目的で払い戻した場合は、5 年間遡って、利息に対し 20%課税されます。 ・ 満期日前に解約する場合は、貯金種類毎に以下の中途解約利率（小数点第 3 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <p style="margin-left: 20px;">期日指定定期貯金の場合</p> <p style="margin-left: 40px;">次の預入期間に応じた利率で、1 年複利の方法により計算します。</p> <table style="margin-left: 60px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">預入期間が 6 か月未満の場合</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合</td> <td>2 年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満の場合</td> <td>2 年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満の場合</td> <td>2 年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満の場合</td> <td>2 年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満の場合</td> <td>2 年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">自由金利型定期貯金（M型）の場合</p> <p style="margin-left: 40px;">次の預入期間に応じた利率により計算します。</p> <table style="margin-left: 60px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">預入期間が 6 か月未満の場合</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </table> <p>ただし、計算後の利率が解約日における普通貯金利率を下回る場合は、解約日における普通貯金利率</p>	預入期間が 6 か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合	2 年以上利率×40%	預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満の場合	2 年以上利率×50%	預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満の場合	2 年以上利率×60%	預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満の場合	2 年以上利率×70%	預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満の場合	2 年以上利率×90%	預入期間が 6 か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合	約定利率×50%
預入期間が 6 か月未満の場合	解約日における普通貯金利率																
預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合	2 年以上利率×40%																
預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満の場合	2 年以上利率×50%																
預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満の場合	2 年以上利率×60%																
預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満の場合	2 年以上利率×70%																
預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満の場合	2 年以上利率×90%																
預入期間が 6 か月未満の場合	解約日における普通貯金利率																
預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合	約定利率×50%																

<p>10. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お一人様一契約となっております。 ・満期日以後の利息は、解約日または書換継続日における普通貯金利率により計算します。